

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。  
令和5年4月25日

秋田県警察本部長 森 田 正 敏

1 試験の種類、区分及び実施機関

- (1) 種類  
警察官採用試験  
(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官A	秋田県警察本部、千葉県人事委員会及び警視庁
女性警察官A	秋田県警察本部

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員（人）		
		秋田県	千葉県	警視庁
警察官A	大学卒業程度	48	2	3
女性警察官A		8		

※ 警察官Aの受験者は、第2志望まで選択することができる。ただし、秋田県以外を第1志望とした場合は、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

- (1) 職務内容  
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

- (2) 給与（秋田県の例）  
初任給は、令和5年4月1日現在、原則として公安職給料表1級27号給（月額220,922円）が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上、決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴
警察官A	秋田県	昭和63年4月2日以降に生まれた男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者
	千葉県	平成2年4月2日以降に生まれた男性	
	警視庁	昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた男性	
女性警察官A	秋田県	昭和63年4月2日以降に生まれた女性	イ 志望する各都県の人事委員会等がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者（詳細は、各都県に問い合わせること。）

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

- (1) 第1次試験  
ア 実施日  
令和5年7月9日（日）  
イ 場所  
秋田市、東京都及び宮城県  
ウ 方法  
大学卒業程度の学力を問う教養試験及び論文試験を行う。  
エ 合格者の発表  
(ア) 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A  
令和5年7月下旬に、秋田県警察ウェブサイトに掲載するほか、合格者には書面で通知する。  
(イ) 警察官Aで志望が秋田県以外（千葉県及び警視庁）の場合  
令和5年8月下旬に、志望する都県から合格者に書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

（ア） 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A  
令和5年8月5日（土）及び同月下旬

（イ） 警察官Aで志望が秋田県以外（千葉県及び警視庁）の場合  
令和5年9月4日（月）

イ 場所

秋田市

ウ 方法

（ア） 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A

第1次試験の合格者に対して、体力試験、口述試験、適性検査及び身体精密検査を行う。また、一定レベル以上の外国語能力（英語、韓国語、中国語又はロシア語）を有する又は情報処理技術者試験等の合格者であることを証する資格等を取得している受験者に対し、加点を行う。

（イ） 警察官Aで志望が秋田県以外の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。

（3） 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

（4） 最終合格者の発表

ア 警察官Aで志望が秋田県の場合及び女性警察官A

令和5年9月上旬に、秋田県警察ウェブサイトに掲載するほか、合格者には書面で通知する。

イ 警察官Aで志望が秋田県以外（千葉県及び警視庁）の場合

令和5年11月上旬に、志望する都県から第2次試験受験者全員に書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

（1） 採用の方法

最終合格者は、秋田県警察官A及び女性警察官A採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官A採用候補者名簿に登録され、その中から当該都県の警視總監又は警察本部長が採用者を決定する。ただし、令和6年3月31日までに大学等を卒業できなかった者は、採用候補者名簿から削除される。

（2） 採用予定時期

令和6年4月1日（採用から6か月間（初任教養中の者については、その初任教養期間を終了するまでの間）は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用されない。）

7 受験手続

（1） 受験の申込み

受験希望者は、電子申請・届出サービスにより申込手続をすること。

（2） 申込受付期間

令和5年5月8日（月）の午前8時30分から同年6月2日（金）の午後5時まで受け付ける。

8 その他

（1） 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018-863-1111 内線2626、採用フリーダイヤル0120-863314）又は県内の各警察署に行うこと。

（2） 試験の詳細については、受験案内を参照すること。

---

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

令和5年4月25日

秋田県警察本部長 森田正敏

1 試験の種類、区分及び実施機関

（1） 種類

警察官採用試験

（2） 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官A	秋田県警察本部
女性警察官A	

## 2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員 (人)
警察官A	大学卒業程度	5
女性警察官A		2

## 3 職務内容及び給与

### (1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

### (2) 給与

初任給は、令和5年4月1日現在、原則として公安職給料表1級27号給（月額220,922円）が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上、決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

## 4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴
警察官A	秋田県	昭和63年4月2日以降に生まれた男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 秋田県警察本部がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者
女性警察官A		昭和63年4月2日以降に生まれた女性	

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

## 5 試験の実施日、場所、方法等

### (1) 第1次試験

#### ア 実施日

令和5年9月17日（日）

#### イ 場所

秋田市

#### ウ 方法

大学卒業程度の学力を問う教養試験及び論文試験を行う。

#### エ 合格者の発表

令和5年9月下旬に、秋田県警察ウェブサイトに掲載するほか、合格者には書面で通知する。

### (2) 第2次試験

#### ア 実施日（予定）

令和5年10月14日（土）及び同年11月上旬

#### イ 場所

秋田市

#### ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、体力試験、口述試験、適性検査及び身体精密検査を行う。また、一定レベル以上の外国語能力（英語、韓国語、中国語又はロシア語）を有する又は情報処理技術者試験等の合格者であることを証する資格等を取得している受験者に対し、加点を行う。

### (3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

### (4) 最終合格者の発表

令和5年11月下旬に、秋田県警察ウェブサイトに掲載するほか、合格者には書面で通知する。

## 6 採用の方法及び予定時期

### (1) 採用の方法

最終合格者は、秋田県警察官A及び女性警察官A採用候補者名簿に登載され、その中から採用者を決定する。  
ただし、令和6年3月31日までに大学等を卒業できなかった者は、採用候補者名簿から削除される。

(2) 採用予定時期

令和6年4月1日（採用から6か月間（初任教養中の者については、その初任教養期間を終了するまでの間）は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用されない。）

7 受験手続

(1) 受験の申込み

受験希望者は、電子申請・届出サービスにより申込手続をすること。

(2) 申込受付期間

令和5年7月21日（金）の午前8時30分から同年8月16日（水）の午後5時まで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018-863-1111 内線2626、採用フリーダイヤル0120-863314）又は県内の各警察署に行くこと。

(2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

令和5年4月25日

秋田県警察本部長 森田正敏

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官B	秋田県警察本部、千葉県人事委員会及び警視庁
女性警察官B	秋田県警察本部

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員（人）		
		秋田県	千葉県	警視庁
警察官B	高校卒業程度	37	2	2
女性警察官B		8		

※ 警察官Bの受験者は、第2志望まで選択することができる。ただし、秋田県以外を第1志望とした場合は、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与（秋田県の例）

初任給は、令和5年4月1日現在、原則として公安職給料表1級7号給（月額181,533円）が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上、決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別
警察官B	秋田県	昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた男性
	千葉県	平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた男性

	警視庁	昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた男性
女性警察官B	秋田県	昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは令和6年3月31日までに卒業する見込みの者又は志望する各都県の人事委員会等がこれらに相当する学歴を有すると認める者

## 5 試験の実施日、場所、方法等

### (1) 第1次試験

#### ア 実施日

令和5年9月17日（日）

#### イ 場所

秋田市

#### ウ 方法

高校卒業程度の学力を問う教養試験及び作文試験を行う。

#### エ 合格者の発表

##### (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

令和5年9月下旬に、秋田県警察ウェブサイトに掲載するほか、合格者には書面で通知する。

##### (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外（千葉県及び警視庁）の場合

###### a 千葉県

令和5年11月中旬に、千葉県から合格者に書面で通知する。

###### b 警視庁

令和5年11月上旬に、警視庁から合格者に書面で通知する。

### (2) 第2次試験

#### ア 実施日（予定）

##### (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

令和5年10月14日（土）及び同年11月中旬

##### (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外（千葉県及び警視庁）の場合

###### a 千葉県

令和5年11月27日（月）

###### b 警視庁

令和5年11月20日（月）

#### イ 場所

秋田市

#### ウ 方法

##### (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

第1次試験の合格者に対して、体力試験、口述試験、適性検査及び身体精密検査を行う。

##### (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外（千葉県及び警視庁）の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。

### (3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

### (4) 最終合格者の発表

#### ア 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

令和5年11月下旬に、秋田県警察ウェブサイトに掲載するほか、合格者には書面で通知する。

#### イ 警察官Bで志望が秋田県以外（千葉県及び警視庁）の場合

##### a 千葉県

令和6年1月中旬に、千葉県から第2次試験受験者全員に書面で通知する。

##### b 警視庁

令和6年1月下旬に、警視庁から第2次試験受験者全員に書面で通知する。

## 6 採用の方法及び予定時期

### (1) 採用の方法

最終合格者は、秋田県警察官B及び女性警察官B採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官B採用候補

者名簿に登載され、その中から当該都県の警視総監又は警察本部長が採用者を決定する。

(2) 採用予定時期

令和6年4月1日（採用から6か月間（初任教養中の者については、その初任教養期間を終了するまでの間）は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用されない。）

7 受験手続

(1) 受験の申込み

受験希望者は、電子申請・届出サービスにより申込手続をすること。

(2) 申込受付期間

令和5年7月21日（金）の午前8時30分から同年8月16日（水）の午後5時まで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018-863-1111 内線2626、採用フリーダイヤル0120-863314）又は県内の各警察署に行うこと。

(2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。